

公共事業事後評価調査

所管課： 河川課

1 事業概要 (整備目的)	事業名：儀間川総合開発事業		再評価年度：平成23年度
	事業種別：河川総合開発事業	事業主体：沖縄県	(H2～H25)
	事業箇所：久米島町	根拠法令：河川法	事業期間：H2～H27
	(11,106) 総事業費(百万円)：11,249	費用内訳：補助 9/10	事業量：1ダム
儀間川の洪水調節を行うとともに、流水の正常な機能の維持と増進を図る。また、久米島町において新たな水道用水の取水を可能とする。			
2 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	①事業費	： <再評価時>111億円	→ <事後評価時>113億円
	②事業期間	： <再評価時>H2年度～H25年度	→ <事後評価時>H2年度～平成27年度
	③宅地面積(氾濫区域内)：	<再評価時>15.2ha	→ <事後評価時>18.6ha
費用対効果分析結果 (事後) (検討年50年) (基準年R2) (単位：百万円)	① 洪水調節	21,600	① 事業費 10,451
	② 流水の正常な機能の維持	7,587	② 維持管理費 3,240
	③ 残存価値	3,327	
	総便益	32,514	総費用 13,691
	基準年換算 (B)	24,144	基準年換算 (C) 22,434
費用便益比 (B/C) = 24,144 / 22,434 = 1.1			
3 事業効果の発現状況	<p>①ダムによる洪水調節</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム管理開始後は、最大の出水時におけるダムの洪水調節により、ダム下流では水位低下効果によって、河川氾濫を軽減することができた。 <p>②水道用水の安定的な供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムが建設されてから、既得用水に加えて、開発水量を含めて久米島町へ供給されている。また、ダム管理開始後は、最も渇水であった年においても安定的に水道用水が供給されている。 <p>③流水の正常な機能の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の流水の正常な機能を図るため、ダム直下地点において河川放流量が設定されており、動植物の保全やかんがい用水・工業用水の確保に寄与している。 		
4 事業実施による環境の変化	<p>①生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム完成後は、ダム下流の洪水の軽減が図られるとともに、水道用水も安定的に供給されていることから、洪水被害や渇水が軽減され、久米島町の振興発展に寄与している。 <p>②自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業完了後も環境影響評価を実施しており、赤土等による水の濁り、水の汚れ、動物及び生態系については、対策・調査を継続しているが、調査の結果、本事業の実施による著しい環境の変化は見られていない。 		
5 住民・利用者等の意見	<p>地元自治体の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川氾濫による交通ルートの遮断が軽減された。 ・水道用水の安定確保が可能となったことにより、夜間断水や全面断水の可能性が低下した。 ・ダムからの河川放流量が保たれていることにより、工業用水の安定取水が可能となった。 		
6 社会経済情勢等の変化	<p>①社会・経済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・儀間ダムのある久米島町は、人口は減少傾向にあるが、世帯数は同程度(約3,400世帯)で推移している。 <p>②地元・自治体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 		
7 対応方針	<p>①今後の事後評価の必要性： ダム建設により洪水調節の機能にて下流における洪水時の水位低下が図られ、下流維持流量を一定に保ち、水道用水確保に貢献している。 よって、ダム建設に伴う事業効果が発現しており、大きな社会情勢等の変化もなく、環境への大きな影響も見られないことから、今後の事後評価の必要性はないと考える。</p> <p>②改善措置の必要性： 整備に伴う事業効果が発現しており、環境等への大きな影響がみられないことから、改善措置の必要性はないと考える。</p> <p>③同種事業の計画・調査のあり方や評価手法の見直しの必要性： 当該事業の計画・調査は適正に行われているとともに、評価手法については定量的、定性的に評価しており、見直しの必要性はないと考える。</p>		